

平成25年

第4回市議会定例会 議案第26号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第28条の表中「745円50銭」を「766円80銭」に、「1,165円50銭」を「1,198円80銭」に、「1,774円50銭」を「1,825円20銭」に、「3,969円」を「4,082円40銭」に、「9,922円50銭」を「10,206円」に、「19,845円」を「20,412円」に、「39,690円」を「40,824円」に、「79,380円」を「81,648円」に、「119,070円」を「122,472円」に、「198,450円」を「204,120円」に、「277,830円」を「285,768円」に、「396,900円」を「408,240円」に、「112円35銭」を「115円56銭」に、「145円95銭」を「150円12銭」に、「153円30銭」を「157円68銭」に、「72円45銭」を「74円52銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第28条の規定は、平成26年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い、給水装置工事の工事費および水道料金について消費税等相当分を改定するため